

電子決済等代行業者との契約締結状況

- 電子決済等代行業者との契約締結内容（主要部分）

当支店が電子決済等代行業者と契約締結する場合、以下の契約締結内容に従って取り決めております。（なお、電子決済等代行業者との契約は該当の接続サービスを利用するお客様毎に個別に締結しておりますが、以下の内容はいずれの契約についても共通です）。

| | |
|--|--|
| <p>利用者に損害が生じた場合における賠償責任の分担について</p> | <p>利用者に損害が生じたときは、電子決済等代行業者が速やかにその原因を究明し、損害を補償又は賠償する。</p> |
| <p>電子決済等代行業者が利用者情報の安全管理のために行う措置並びに JP モルガン・チェース銀行東京支店が行う措置</p> | <p>電子決済等代行業者は当支店に提出したセキュリティ・チェックリスト及び当支店が定める基準に従ってセキュリティを維持する。</p> <p>当支店は、電子決済等代行業者のセキュリティが当支店の定める基準を満たさないと合理的に判断するときは、電子決済等代行業者に改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと合理的に判断するときは、電子決済等代行業者のアクセスを停止することができるものとする。</p> <p>また、電子決済等代行業者は、コンピュータウィルスへの感染、ハッキング、改ざんその他の第三者によるネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を行う。</p> <p>電子決済等代行業者は、米国保証業務基準書第 18 号（SSAE18）又はこれに相当する基準を維持する。当支店が書面により要請した場合は、電子決済等代行業者は、直近の Service Organization Control (SOC) 1, Type II レポート及び SOC 2, Type II レポート、又は電子決済等代行業者がこれらに相当する承継機関より取得した評価書の写しを当支店に提供する。電子決済等代行業者は、当支店が電子決済等代行業者の管理環境、施設、設備の状況に関し検証を行うためなど、当支店の合理的な要請に応じ、合理的に必要な情報を提供し、当支店に協力する。また、電子決済等代行業者は、当支店の合理的な要請に応じ、当支店にセキュリティに関する事故・違反等の概要を提供する。</p> <p>電子決済等代行業者は、当支店の定める最低管理基準（https://www.jpmorganchase.com/corporate/About-JPMC/ab-personnel-policies.htm において開示されている）を満たさなければならない。</p> |
| <p>電子決済等代行業再委託者に関する取り扱いについて</p> | <p>電子決済等代行業再委託者からの委託を受けてはならない（いわゆる連鎖接続を行わない）。</p> |

- 電子決済等代行業者との契約締結状況

基本方針に従い、個別ケースとして以下の電子決済等代行業者と契約締結を完了しております。

| 電子決済等代行業者名 | 利用サービス |
|--------------|--------|
| キリバ・ジャパン株式会社 | ホスト間接続 |

なお、当支店が定める接続基準は、法令規則等の改正やその他諸般の状況の変化、その他相当の事由が認められる場合、変更する場合がございます。その場合は、当支店のホームページへの掲載により変更できるものとします。